

○財務省告示第百五十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十八年四月十八日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第五十
回）
二 発行の根拠
法律及びその
法律第二十三年法律第七十五号。
の
法律第二十三年法律第七十五号。
の
法律第二十三年法律第七十五号。

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の
規定
の
適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）は、価格競
争入札と同時に発行される入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

ロ イ

入札競争
格別
競行
・別
第II
参加
者非
争入
及札
行市
債場
市特
及国
争特
非者
争者
入者
札者
格者
競者
行者
争者

十
三

十
四

初
期
利
子

十
五

後
第
二
期
利
子

額五額
面錢面
金以金
額上額
百の百
円それ
につぞ
つきの
百の
十必
一募
円価
二格

年○・八パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に加えて、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{29}{365}$$

平成二十八年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す

